有価証券等清算取次ぎの委託に基づき受託清算参加者と指定相手方との間で成立する金利スワップ取引の条件を定める件

２０１２年９月５日
株式会社日本証券クリアリング機構

当社は、金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第３４条第２項の規定に基づき、有価証券等清算取次ぎの委託に基づき受託清算参加者と指定相手方との間で成立する金利スワップ取引の条件を別紙のとおり定める。

以　　上

別紙

1. 定義

本別紙において使用する用語は、株式会社日本証券クリアリング機構が制定した金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書に規定する本業務方法書等において使用される用語の例による。

2. 有価証券等清算取次ぎの委託に基づき受託清算参加者と指定相手方との間で成立する金利スワップ取引の条件

有価証券等清算取次ぎの委託に基づき受託清算参加者と指定相手方との間で成立する金利スワップ取引の条件は、次の表に定める事項を除き、清算取次原取引と同一とする。

固定金利支払人	清算取次原取引における固定金利支払人である清算委託者の受託清算参加者とする（清算取次原取引の当事者のいずれかが固定金利支払人である場合であって、当該固定金利支払人が清算委託者であるときに限る。）。
変動金利支払人	清算取次原取引における変動金利支払人である清算委託者の受託清算参加者とする（清算取次原取引における変動金利支払人が清算委託者である場合に限る。）。
アップフロントフィーの支払義務者	清算取次原取引におけるアップフロントフィーの支払義務者である清算委託者の受託清算参加者とする（清算取次原取引におけるアップフロントフィーの支払義務者が清算委託者である場合に限る。）。

以　　上